



TMI総合法律事務所&ウエストロー・ジャパン株式会社共催セミナー

## 「平成26年改正景表法にいち早く対応!

### 義務化された表示等の管理体制整備のために押さえておくべき実務上の留意点」

講師 TMI総合法律事務所 弁護士 白石 和泰 / 海住 幸生 / 木宮 瑞雄

本年6月、近年の食品表示等の不正事案の多発を受けて消費者の保護を強化するため、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」といいます。)の改正法が可決・公布され、12月1日から施行されました。当該改正法では、景品類の提供及び自己の商品・サービスについての一般消費者向け表示を行う事業者の皆様に対して、違法な景品類の提供や表示を防止するために、管理体制の整備その他の必要な措置(以下「体制整備措置」といいます。)を講じることが義務付けられることになりました。当該体制整備措置に関しては、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」(以下「ガイドライン」といいます。)が11月14日に公表されました。

本セミナーでは、クライアントの皆様への改正法に対するご懸念にいち早くお応えするべく、

- ①ガイドラインの内容を踏まえた、体制整備措置のために押さえておくべき実務上の留意点、
- ②都道府県知事に対する措置命令権限の付与等を含むその他の改正ポイント及び
- ③今回の改正とは別時期に導入が予定されている課徴金制度の概要等について、実務的な観点から解説致します。

日 時：2015年1月15日(木) セミナー 14:00～17:05(13:30開場)

会 場：名古屋商工会議所 第1会議室  
〒460-8422 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル  
[http://www.nagoya-cci.or.jp/meisho/soshiki\\_access.html](http://www.nagoya-cci.or.jp/meisho/soshiki_access.html)

主 催：TMI総合法律事務所・ウエストロー・ジャパン株式会社

定 員：60名

参 加 費：無料

お申し込み方法：Webサイトよりお申し込みください。2名以上のお申込の際にも、1名ずつお申込フォームにご登録ください。また、2名以上のお申込の際には、別々のメールアドレスをご登録下さい。

<http://www.westlawjapan.com/event/seminar/150115.html>



本セミナーは、企業の法務・経理部門のご責任者ならびに実務ご担当者を対象としています。個人のお客様や同業者の方につきましてはご参加をお断りしますので、予めご了承ください。

応募多数の場合は抽選にて決定しますが、一社につき2名様までとさせていただきます。抽選結果につきましては、抽選結果をご登録のメールアドレスにお送りします。



TMI総合法律事務所&ウエストロー・ジャパン株式会社共催セミナー

## 「平成26年改正景表法にいち早く対応!

### 義務化された表示等の管理体制整備のために押さえておくべき実務上の留意点」

講師 TMI総合法律事務所 弁護士 白石 和泰 / 海住 幸生 / 木宮 瑞雄

#### プログラム

14:00~14:10 ごあいさつ

14:10~15:25 ①景品表示法の概要

②表示等管理体制の整備に関する法改正と実務上の留意点(1)

15:25~15:40 【日本法製品のご紹介】法令の追跡調査から、関連判例、そして文献情報をひとつの製品で

講師：ウエストロー・ジャパン株式会社 上田 茂斉 コンサルティンググループマネージャー

弊社製品「Westlaw Japan」では、法律関係資料の調査をワンストップで行えることを目指した製品です。

今回のテーマとなる「景表法」についても、改正履歴は関連情報も交えて一覧化され、関連する判例の検索もスムーズに行えます。

また、文献情報に対しても、自動追跡調査(アラート)機能を利用可能ですので、法令改正の情報を把握した後のフォローも容易です。

15:40~15:50 コーヒーブレイク

15:50~17:05 ③表示等管理体制の整備に関する法改正と実務上の留意点(2)

④その他の法改正に関するポイント

⑤今後導入される課徴金制度の概要

(プログラム構成・内容は変更となる場合があります。予めご了承ください)

#### 講師紹介 TMI特別セミナー講師紹介

##### TMI総合法律事務所

白石 和泰 弁護士

96年早稲田大学政治経済学科卒業。98年司法書士試験合格。03年弁護士登録。13年米国ワシントン大学ロースクール(知的財産権コース)卒業。13年9月から14年5月まで、ワシントン州シアトルのDorsey&Whitney LLP及びBracewell&Giuliani LLPにて研修。現在、外務省経済局政策課(日本企業支援室)にて、専門員として、日本企業の海外進出支援、法曹の海外展開プロジェクト等を担当。5年超に亘る大手電気通信事業者での駐在経験もあり、景表法等の消費者関連法はもちろん、契約法務をはじめとする一般企業法務、国内・海外紛争、サイバー(情報)セキュリティを含むIT・情報通信、リスクマネジメント、M&A、労働等の関連法務等、幅広い分野を取り扱っている。

海住 幸生 弁護士

02年早稲田大学法学部、06年一橋大学法科大学院卒業。08年弁護士登録。12年から14年6月まで大手メーカーに出向。独占禁止法、下請法、景表法等の相談及び調査対応案件を多数取り扱っている。その他、提携契約を含む各種契約の審査等の一般企業法務、破産・民事再生、訴訟、不祥事対応など幅広い分野に関与している。景表法の改正について、日本経済新聞(14年9月15日)にコメントが掲載された。

木宮 瑞雄 弁護士

09年早稲田大学法学部、12年早稲田大学大学院法務研究科卒業。13年弁護士登録。独占禁止法や景表法に関する対応を中心に、一般企業法務、M&A、訴訟、クロスボーダー取引等に広く関わる。執筆記事に「改正会社法と実務対応Q&A 企業統治(ガバナンス)に関連する改正項目」(金融法務事情14年09月25日号 No.2002/6~20頁)等がある。

##### ウエストロー・ジャパン株式会社

コンサルティンググループ マネージャー 上田 茂斉(うえだ しげなり)

法律事務所、大手企業、官公庁、大学・法科大学院を対象に「Westlaw Japan」および「Westlaw International」を中心に据えたリーガルリサーチ関連の講習及びトレーニングセミナーを担当。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：[www.westlawjapan.com](http://www.westlawjapan.com) お問い合わせ：[seminar@westlawjapan.com](mailto:seminar@westlawjapan.com) 0120-100-482(月~金9:00~18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI127\_201412\_FD